

古賀市認定地域クラブ活動補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和 7 年 1 2 月文部科学省)(以下「ガイドライン」という。)に基づき、学校部活動の地域展開を推進し、生徒が生涯にわたり安全・安心にスポーツ・文化芸術活動を継続できる機会を確保するとともに、地域クラブ活動の体制整備及び持続的な運営を支援するため、古賀市認定地域クラブ活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、古賀市補助金交付規則（平成 3 1 年規則第 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、古賀市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和 8 年〇月教育委員会告示第〇号）第 5 条第 1 項の規定により認定した地域クラブ活動の代表者とする。

（補助対象事業）

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認定地域クラブが休日に実施する、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するための活動とする。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表 1 に掲げる経費とする。

（補助金額等）

第 5 条 補助金額は、地域クラブ活動ごとに、別表 2 に掲げる補助単価と、休日の地域クラブ活動の実施に要した費用（補助対象経費に限る）から参加費

その他これに類する収入を控除した額とを比較し、いずれか少ない額とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 年 月 日から施行する。

(効力)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

3 この告示の失効前にした行為については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表 1（第 4 条関係）

科目	内容
人件費	人件費
報償費	諸謝金
旅費	<u>旅費</u>
需用費	消耗品費、印刷製本費、会議費
役務費	通信運搬費、保険料、雑役務費
委託料	委託費
使用料及び賃借料	借料及び損料
負担金及び補助金	補助金
備品購入費	備品購入費

別表 2（第 5 条関係）

	月 4 回程度 活動	月 3 回程度 活動	月 2 回程度 活動	月 1 回程度 活動
参加生徒数が 27 人以上かつ指導者 を 3 人以上配置	スポーツ： 6 7 3 千円 文化： 6 9 1 千円	スポーツ： 5 5 0 千円 文化： 5 6 9 千円	スポーツ： 4 2 7 千円 文化： 4 4 6 千円	スポーツ： 3 0 5 千円 文化： 3 2 3 千円
参加生徒数が 13 人以上かつ指導者 を 2 人以上配置	スポーツ： 5 7 6 千円 文化： 5 9 6 千円	スポーツ： 4 7 5 千円 文化： 4 9 4 千円	スポーツ： 3 7 3 千円 文化： 3 9 3 千円	スポーツ： 2 7 2 千円 文化： 2 9 1 千円
参加生徒数が 5 人	スポーツ：	スポーツ：	スポーツ：	スポーツ：

以上かつ指導者を 1人以上配置	4 2 3 千円 文化： 4 4 3 千円	3 5 6 千円 文化： 3 7 7 千円	2 9 0 千円 文化： 3 1 1 千円	2 2 4 千円 文化： 2 4 5 千円
--------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------